

○追手門学院大学入学前特待生の選出に関する規程

2022年3月19日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下、「本学」という。）の各学部学科において、入学予定者が入学定員を満たさず、ディプロマ・ポリシーに基づいた教育活動の質保証に支障が生じると予測される場合に、特待生を選出し、入学予定者本人の希望を確認の上、入学前に入学学部学科の変更を行い、教育活動の質保証を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 特待生は、翌年度入学予定者の内、専願かつ学力試験を課した入学試験で合格した者から、追手門学院大学入試委員会（以下、「委員会」という。）が候補者を選出し、決定する。

(変更期間)

第3条 特待生として入学学部学科を変更できるのは、追手門学院大学学則第30条に基づき学長が入学を許可した時から入学予定年度の前年度末までとする。

(候補者選出基準)

第4条 各学部学科で、本学が規定した入学定員の充足率が90%以上で、かつ、100%未満となることが想定された時点で、特待生候補者を次の各号に基づき委員会が選出する。

- (1) 特待生候補者は、入学定員の充足率が90%以上で、かつ、100%未満となることが想定された以外の学部学科で入学手続を完了している入学予定者の内、成績上位の者から選出する。
- (2) 委員会が前号と同等の資格を有すると認めた者。

(申請及び決定)

第5条 選出された特待生候補者のうち、入学手続学部学科等の変更を希望する者は、所定の期日までに本学所定の申請書類を委員会に提出しなければならない。

2 特待生の選考は、委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(奨学金)

第6条 この規程が適用され、特待生となった者は、桜みらい奨学金規程第4条第1項第2号により桜みらい奨学金を受給することができる。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、入試課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2022年3月19日から施行する。